

放課後児童クラブ保護者会費（運営費）を横領した会計年度任用職員の懲戒処分について

令和4年8月2日
(懲戒処分関係)
郡山市総務部人事課
担当：宗方 成利 TEL：924-2048

(事実関係・再発防止関係)
郡山市こども部こども政策課
担当：伊藤 恵美 TEL：924-3808

本日付で、下記の懲戒処分を実施しました。

記

- 1 対象の元職員**（在職中の所属、職、年代、性別）
こども部こども政策課（市立）放課後児童クラブ、会計年度任用職員、50代、女性
- 2 懲戒処分の内容** 本日（令和4年8月2日）付、懲戒免職
- 3 関係職員への措置**
管理監督責任として、再発防止と服務規律確保の徹底を図る観点から、こども部長、こども政策課長、同課放課後児童クラブ係長を本日付で、文書訓告としました。
- 4 事件の概要**
処分対象の元職員は、令和2年度から今年度にかけて、自身が在職していた放課後児童クラブの保護者会費（運営費）の適正な管理を怠った上、保護者会費（運営費）の一部 2,394,069円を横領しました。また、元職員は、事実の発覚を隠蔽するため、令和2年度及び令和3年度の収支決算書を偽造しました。
※ 保護者会費（運営費）とは … 市立の各放課後児童クラブの保護者が、各放課後児童クラブ単位で組織する任意団体として、集めている会費。当該会費の主な用途は、放課後の預かり中、児童に提供する「おやつ代」等。保護者会の規約上、「会計（一保護者）は、担当支援員（＝市職員）と相互協力の下、円滑な運営を遂行する。」と規定されており、職員も2名以上の複数名で担当するよう指導しておりましたが、本件においては、当該元職員がほぼ1人で会計実務を担っておりました。
- 5 被害者** 対象の元職員が在職していた放課後児童クラブの保護者会
- 6 不正の内容**
 - (1) 横領した額**

令和2年度	681,160円
令和3年度	1,384,000円
令和4年度	328,909円
合計	2,394,069円
 - (2) 偽造した書類**
令和2年度及び令和3年度の放課後児童クラブ保護者会会計の収支決算書各2通（市へ提出する収支決算書、保護者に配布する収支決算書） 計4枚の収支決算書
 - (3) 横領していた期間** 令和2年8月から令和4年5月までの間
 - (4) 不正の動機**
本市の聴き取り調査に対し、対象の元職員は次のように供述しました。

令和2年の夏頃、（元職員の）父が所有する事業用（既に廃業）の倉庫内の機械等を撤去する必要が生じ、その費用（約70万円）を工面するため、「一時的に借りるだけ」と思い、保護者会費（運営費）の一部を横領してしまった。その後も、自分の生活が苦しかったこともあり、生活費に充てるため、横領を繰り返してしまった。

(5) 横領、偽造の方法

本市の聴き取り調査に対し、対象の元職員は次のように供述しました。

- ・横領については「保護者から預かった会費を通帳に入金せず、そのまま横領した」。
- ・収支決算書の偽造については「保護者会の会計監査では、会計監査（保護者の役員）に、帳簿と領収書の部分的な突合により帳簿の金額が合っていることを信じさせ、支出の合計までは確認させなかった。そして、会計報告書には、保護者からいただいた収入については正確に記載し、それに見合った嘘の支出を記載した」。
- ・一方、市へ提出する会計報告書は、「支出の合計もチェックすると思ったので、実際の支出を記載し、さらに、それに見合った嘘の収入を記載し、収入の内訳書は提出しなかった」。

7 発覚の経緯・対処

(1) 発覚の端緒

令和4年5月2日に、当該児童クラブの別の会計年度任用職員から、放課後児童クラブを巡回指導しているこども政策課（本課）の職員に、「おやつ代の精算が遅くて困っている」と相談がありました。これを受け、こども政策課職員が事務を指導する中で、会計事務に不適切な点があり、5月25日にこども政策課から「令和3年度の保護者会会計に係る書類を提出しよう」と元職員に命じ、5月30日に元職員から関係書類が提出されました。

(2) 事実関係の調査

6月1日からこども政策課で、帳簿、領収書等の確認を開始したところ、保護者会費（運営費）について、ほぼ一定であるはずの月毎の収入額が、月により額に開きがあるという不審な点がありました。6月14日に、こども政策課が元職員に事情聴取を行ったところ、令和3年度の横領と書類の偽造を認めました。その後、事情聴取と書類の確認を進めたところ、令和2年度についても横領と書類の偽造を、令和4年度についても横領した事実を認めました。

(3) 被害額の返済

全容の判明後、こども政策課が当該職員へ全額を返済するよう求め、7月14日に全額が返済されました。

なお、保護者の皆様には8月1日に説明会を開催し、本件について説明いたしました。返済された保護者会費は、本来、在籍していた児童に、おやつ代などで還元されるものであるため、横領されていた期間中における各児童の在籍期間に応じて計算し、保護者会から各保護者へ順次返金しております。

8 再発防止策

- ・保護者会役員、支援員（市職員）の役割を明確にし、「各種団体会計事務マニュアル」に基づく指針等の作成、監査の実施など、適正な事務処理が行われるよう事務の改善を徹底いたします。
- ・放課後児童クラブの職員としての資質・倫理の向上を図るため、研修や指導を強化します。